

## 2 第 42 条の 12 の 5 《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

### 【改正の概要】

令和 6 年度の税制改正において、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた。

- (1) 法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年延長された（措法 42 の 12 の 5 ①）。
  - イ 税額控除割合の上乗せ措置について、次の要件を満たす場合には、それぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、次の要件のうち 2 以上の要件を満たす場合には、それぞれの割合を合計した割合を加算した割合を税額控除割合とすることとされた（措法 42 の 12 の 5 ①）。
    - (イ) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 % 以上であること…… 5 %（その増加割合が 5 % 以上である場合には 10 % とし、その増加割合が 7 % 以上である場合には 15 % とする。）
    - (ロ) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10 % 以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05 % 以上であること…… 5 %
    - (ハ) 次世代育成支援対策推進法のプラチナくるみん認定（以下「プラチナくるみん認定」という。）又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律のプラチナえるぼし認定（以下「プラチナえるぼし認定」という。）を受けていること…… 5 %
  - ロ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない法人に、本措置の適用を受けようとする事業年度終了の時ににおいてその法人の常時使用する従業員の数が 2,000 人を超えるものが追加された（措法 42 の 12 の 5 ①）。
  - ハ 原則の税額控除割合が 10 %（改正前：15 %）に引き下げられた（措法 42 の 12 の 5 ①）。
- (2) 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超えるものを除く。）が、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 3 % 以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の 10 %（次の要件を満たす場合には、それぞれ次の割合（次の要件のうち 2 以上の要件を満たす場合には、それぞれの割合を合計した割合）を加算した割合）の税額控除ができる措置が追加された。ただし、控除を受ける金額は、当期の調整前法人税額の 20 % 相当額を上限とされた（措法 42 の 12 の 5 ②）。
  - イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 4 % 以上であること…… 15 %

- ロ 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上であること…… 5 %
  - ハ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けていること又はその事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律のえるぼし認定（3段階目）を受けたこと…… 5 %
- (3) 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われ、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとされた上、その適用期限が令和9年3月31日まで3年延長された（措法42の12の5③④）。
- イ 教育訓練費に係る税額控除割合の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上である場合に税額控除割合に 10%を加算する措置とされた（措法42の12の5③二）。
  - ロ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又はその事業年度において次世代育成支援対策推進法のくるみん認定若しくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律のえるぼし認定（2段階目以上）を受けた場合に税額控除割合に5%を加算する措置が追加された（措法42の12の5③三）。
- (4) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」から役務の提供の対価として支払を受ける金額を除くこととされた（措法42の12の5⑤四）。